

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 農業振興地域の変更(二件) (農業振興課) 二
- 道路の路線変更 (道路課) 三
- 道路の区域変更 (同) 三
- 都市計画区域の変更 (都市計画課) 三
- 都市計画の変更 (同) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (原子力安全対策課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 四

告 示

○宮城県告示第四百九十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和六年五月十六日次の者を指定した。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
小泉祥太郎	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
山陰 周	腎臓内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
鳥越 暁	人工透析内科	鳥越塩釜腎クリニック	塩竈市錦町五番十三号
大石 英和	外 科	公益財団法人宮城厚生協会 総合病院	塩竈市錦町十六番五号
武藤 満完	外 科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番地
秋元 博之	整形外科	公益財団法人宮城厚生協会 総合病院	塩竈市錦町十六番五号
島 由衣	内 科	医療法人社団やまと 宅診療所白石	白石市旭町二丁目九番二十七号 D棟
辻 薫菜子	内 科	医療法人社団やまと 宅診療所大崎	大崎市古川駅東一丁目五番十七号
岩澤 伸哉	小 児 科	しあわせの杜こどもファミリー クリニック	黒川郡大和町小野字漆海道一番地 (十六B十L)
関口 拓矢	整形外科	宮城整形外科 スポーツ・ウェ ルネスククリニック	黒川郡大和町小野字漆海道一番地 (十六B十一L)
野田 雅史	呼吸器外科	宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七番一
櫻田 晃	呼吸器外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番地
小野 祥直	呼吸器内科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
是川 海	消化器内科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
田山 友之	リハビリテーション科	医療法人仁泉会 川崎こころ病 院	柴田郡川崎町大字川内字北川原 山七十二番地
逸見 朋隆	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第四百九十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師

の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
大友 達志	内循環器科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号	医療法人社団俊香会 杉山医院	黒川郡大郷町羽生字中ノ町十一番一
永野 功	神経内科 循環器科 内科 リハビリテーション科	医療法人社団健育会 石巻健育会病院	石巻市大街道西三丁目三番二十七号	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百番地
岩本 隆志	診療総合科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二丁目二番五号	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二番地二
板橋 英教	外科	いたばし内科外科クリニック	岩沼市桜二丁目二番十六号	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
橋口 良一	内科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二番地百八	医療法人寶樹会 仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目一番一号
佐々木 仁行	整形外科	医療法人社団健育会 石巻健育会病院	石巻市大街道西三丁目三番二十七号	ささき整形外科 医院	石巻市大橋二丁目二番地一

○宮城県告示第四百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
齊藤 稔哲	気仙沼市立病院附属本吉医院	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百一十二番地二

○宮城県告示第四百九十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 遼佑	脳神経内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
諸角 謙人	泌尿器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
中道 崇	腎臓内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
葛野 佳浩	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
中屋 亮彦	脳神経内科	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百番地
山田 美樹	内科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号
嶋田 修一	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
清水 洋	脳神経内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
千葉 知規	整形外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番地一

○宮城県告示第四百九十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、令和三年宮城県告示第九百二十一号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和六年七月三十日から施行する。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊のとおり

○宮城県告示第四百九十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成十九年宮城県告示第三百十九号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和六年七月三十日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県東部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月三十日

変更後の地域

別冊のとおり

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、令和六年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

整理番号	旧新別		路線名	終起 点	重要な経過地
	新	旧			
二二七	出島線	出島線	出島線	牡鹿郡女川町出島 牡鹿郡女川町出島字寺間 牡鹿郡女川町出島字別当浜	—

○宮城県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 出島線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前			
B	A	B	A	—	—	
	二・五 一〇・〇	二・四 九・五	二・五 一〇・〇	一、二四九・三	一、二四九・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第五百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、石巻広域都市計画区域を次のとおり変更した。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称
石巻広域都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

東松島市 大塩字新三郷、大塩字新本地、大塩字新裏谷地、西福田字新白山の各一部

2 都市計画区域から除外する土地の区域

美里町 二郷字新蛇沼向、二郷字蛇沼、二郷字肘曲、二郷字新浦谷地の各一部

○宮城県告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類
石巻広域都市計画区域区分

公 告

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
石巻市 蛇田字西道下、蛇田字東道下の各一部
東松島市 赤井字川前三番の一部
- 2 市街化調整区域に新たに含まれる土地の区域
東松島市 大塩字新三郷、大塩字新本地、大塩字新裏谷地、西福田字新白山の各一部
- 3 市街化調整区域から除外する土地の区域
美里町 二郷字新蛇沼向、二郷字蛇沼、二郷字肘曲、二郷字新浦谷地の各一部

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 女川原子力発電所周辺環境放射線監視システム更新業務 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 復興・危機管理部原子力安全対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 契約の相手方を決定した日 令和六年七月十日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町四丁目一番二十五号
 - 五 契約金額 四億五千三百二十万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヤマザワ調剤薬局杜のまち店	黒川郡大和町杜の丘一丁目十六	令和六年六月一日
ひかり薬局岩沼	岩沼市桜二丁目二一十四	令和六年六月一日
リニエ訪問看護ステーション名取	名取市手倉田字八幡百五十二一七 ジュール八幡百二	令和六年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
令和六年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
クオール薬局岩沼店	調剤	岩沼市中央三丁目四一二十七	令和六年三月三十一日
有限会社きく薬局水明店	調剤	石巻市大橋二丁目二一五	令和六年四月三十日
真壁病院	心臓	東松島市矢本字鹿石前百九一四	令和六年四月一日